「公民館の施設使用料の設定に係る申し送り書」に関する委員からの意見・質問等について

氏名	意見、質問等	事務局見解等
稲垣委員	1.有料化に賛成	事務局としても同様の認識を持っています。
	理由は以下の3点です。	
	① 受益者負担	
	② 使い勝手(サービス・品質)の向上	
	③ サスティナブル (持続可能)	
	⇒ <コンセプト>自治体の税収が伸びない時代に、公共サービスを	
	充実させるには受益者の負担は避けられない。市民に使用料を負担	
	していただくことにより、使い勝手の良い公民館を持続させる。	
	2.利用料について	① 市内の公共施設のうち、体育施設は3時間単位となっていますが、
	市内の有料施設は1時間単位で、100円~500円(マロンホール・ギ	市民会館などの集会施設は1時間単位となっています。公民館の諸室
	ャラリーを除く)と思われます。	面積は小規模であり、1時間以内の利用や2時間以内の利用も比較的
	1 時間 100 円を目安に以下の案を考えました。	多くなっている(申し送り書 資料2「3 使用時間別_公民館使用回
	① 時間貸しではなく、1日3区分(9-12時、13-17時、18-22	数」参照) ことから、現段階では1時間単位での使用料の設定が妥当で
	時)とする。全室同一料金。	あると考えています。なお、正午から午後1時も職員が当番制で窓口
	⇒以上は管理の簡素化が目的。休み時間(12-13 時、17-18 時)	対応しています。
	の利用は要検討。	② 別紙資料5のとおりです。
	② 9-12 時は 500 円、13-17 時と 18-22 時は 650 円とする。	③ 減免の対象範囲、減額の割合等については、今後の検討課題です。
	③ 上記②は一般(使用団体および社会教育団体以外)に対してであ	④ 減免対象範囲別の歳入試算額は別紙資料7のとおりです。
	り、・使用団体は4割引とする(9-12時は300円、13-17時と	
	18-22 時は 390 円ないし 400 円)・社会教育関係団体は 6 割引と	
	する(9-12 時は 200 円、13-17 時と 18-22 時は 260 円ないし	
	250円)※私は立川市の社会教育関係団体に所属しており、女性総	

合センターなどを利用する際は6割引が適用されています。

④ 令和 4 年度の数字からの歳入予測

·一般:500 円×35 回≒17 千円.

・使用団体: 300 円×16,289 回≒4,886 千円

· 社会教育団体: 200 円×472 回≒94 千円

⇒合計:約5,000 千円

※上記は皮算用であり、実態はかなり下回ると思われます。

福井委員

公民館使用料収入の制度は、市民生活に関わる総合的な行政課題でありますが、下記の3点を理由に無料にすべきト考えます。

1 〔使用料収入一経費=赤字〕

全5館で年間の歳入は1万円から3万円程度である。事務作業、人件費など考慮すると、効率性、効果性がない。

2 〔公民館収入の使途〕

公民館使用料収入は、特別会計収入に計上されて公民館事業に反映 されない。(歴代の生涯学習部長の見解)

民間委託されている公民館は、使用料収入の運用を強制すべきでない。

3 〔公民館制度の発足経緯〕

昭和21年の寺中構想に基づき、公民館は地域づくりの拠点であり、 学ぶ権利は無料での使用は保証されている。

社会教育制度は改正の経緯があるが、次世代の市民目線で配慮すべきである

市としては、行財政改革等に基づき、公民館の有料化を適切に進めてまいります。

- 1 公民館登録団体の使用料を免除し、団体登録をしていない1件利用 のみ使用料を徴収した場合、数万円程度の歳入となる見込みです。第 36期公運審においても効率性、効果性の観点から課題があると指摘 されており、適切な減免範囲の設定、効率性等を考慮した徴収方法の 検討について、第37期に申し送りされています。
- 2 使用料収入は一般財源として歳入されるので使途は特定されません。有料化による財政効果の活用については、今後、庁内での協議、調整が必要であり、課題と捉えています。

東分館、緑分館、貫井北分館については、市の事業運営を委託しています。 直営館と同様に徴収した使用料は市の歳入となります。

3 次世代の市民目線で配慮するということであれば、使い勝手(サービス・品質)の向上、サスティナブル(持続可能)の観点から使用料を 導入することが適切であると考えます。